

平成27年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(マイナンバー制度関係)

【内閣官房】

平成26年8月6日

全 国 知 事 会

マイナンバー制度について

- (1) マイナンバー制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されていることから、プライバシー保護に関する国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として制度を導入するため、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不断の検証を重ね、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- (2) 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットと導入に当たってのコストを、マイナンバー制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく周知、広報し、国民の理解を求めること。また、マイナンバー制度の普及、浸透を図るため、「個人番号カード」の機能や「マイ・ポータル」で提供する情報を充実させ、手軽で利便性の高いものにする事。
- (3) 法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。
- (4) マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費については、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。特に、国が設定した補助金の上限額と、地方の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講じることとし、補助金の交付についてもシステムの整備期間に配慮して、柔軟な取り扱いとすること。また、マイナンバー制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。
- (5) マイナンバー制度の導入に伴う条例改正や特定個人情報保護評価等、地方側で対応が必要となる作業についての情報や、地方公共団体及び民間からの問い合わせに対する回答などの情報を速やかに提供し、滞りなく作業が進められるように、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方側と十分に協議すること。その際、地方側による戦略的かつ効果的な中期計画の策定と計画に基づく作業に資するよう、内閣官房や総務省等においてマイナンバー法以外の社会保障・税・防災分野に関する法改正等の動向も把握し、地方側で対応が必要となる作業への影響を整理した上で、一元的な情報提供に努めること。